

阿賀野市規則第 37 号

阿賀野市下水道事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市下水道事業の財務の特例に関する規則（平成 31 年阿賀野市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「及び集落排水事業」を削る。

第 65 条中「次に掲げるとおり」を「公共下水道事業」に改め、第 1 号及び第 2 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市下水道事業の財務の特例に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。